

製品カテゴリールール(PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-134610-BI-04)

対象製品 : 壁紙

Product Category Rule for
“Wallcoverings”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「壁紙」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 9 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-134610-BI-04	2023年9月1日	改訂 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除
PA-134610-BI-03	2023年1月6日	改訂 プログラム運営者住所変更
PA-134610-BI-02	2022年4月1日	改訂 プログラム名称変更
PA-134610-BI-01	2021年9月29日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「壁紙」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	主に建築物の壁や天井などの内装仕上げとして張り付ける無機質材(一部にリサイクル材(卵殻等)を使用)・プラスチック(塩化ビニル樹脂)を使用した壁装用の「壁紙」製品を対象とする。この PCR で対象とする「壁紙」とは、日本標準商品分類(総務省統計局 平成 2 年(1990 年)6 月改訂)で規定する「13 461 壁紙」を対象とする。
2-2	機能	壁面や天井の装飾
2-3	算定単位 (機能単位)	中間財の場合は販売単位(m あるいは m ²)とする。最終製品の場合は壁面に施工後の単位面積(1m ²)とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体(中身および容器包装)、附属品 容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・ 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材 ・ 補助部材
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	引用する規格及び基準文章は特に無い。 なお、現時点(2020 年 10 月)で引用する PCR は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ PA-253000-AP プラスチック製容器包装 PCR
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	①想定使用期間 製品のライフサイクルにおける環境負荷の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等により設定する。 ②壁紙 建築物の壁、天井の装飾に使用する製品を対象とする。 ③中間財と最終消費財 中間材は壁紙製造工程までを対象としており、例えばOEM製品などでの申請を想定している。(それ以外の申請を妨げるものではない) 最終消費材は、内装業者等が施工し、壁や天井に張った状態の製品であり、製造・流通・廃棄・リサイクルまでを含んだもの。 ④本体

		<p>主に主原材料とその他原材料で構成された壁紙本体そのものを指す。</p> <p>⑤主原材料 壁紙製品を構成するうえで主要な材料となるもの。具体的には無機質材(卵殻等)やプラスチック(塩化ビニル樹脂)のこと。</p> <p>⑥その他原材料 壁紙を生産する際、主原材料と共に必要となる原材料(インキ・可塑剤・充填剤・顔料・安定剤・発泡剤・裏打紙など)のこと。</p> <p>⑦副資材 壁紙生産時に添加する希釈剤のこと。(製品を構成する要素ではないため)</p> <p>⑧梱包資材 壁紙を梱包する容器包装(包装材・巻き芯)などを指す。</p> <p>⑨輸送用資材 特定のサイトやプロセスでのみ消費され、最終消費財の一部をなさないもの。輸送プロセスで使用する輸送資材(パレットなど)のこと。</p> <p>⑩補助部材 建築現場で施工する際、本体と共に必要となる部材(施工糊、シーラー等)のこと。</p> <p>⑪廃棄物等 廃棄処分されるもの、リサイクルされるもの。リユースされるものは今回除く。</p> <p>⑫廃棄物等の処理 廃棄処分されるものの焼却および埋立等の処理、ならびにリサイクルされるもののリサイクルの準備プロセス</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階 ・建設段階 ・廃棄リサイクル段階 <p>中間財の場合は、製造段階のみを対象とする。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの1%まで ・再生不可能な1次エネルギー使用量の1%まで ・単位プロセスの総投入量の1%まで ・エネルギー使用量、質量および環境影響の最大5%まで <p>ただし、有害性および毒性を有する物質は、全質量の1%以下であってもカットオフしてはならない。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備や施工時に使用する糊付け機などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・製品の輸送時において、繰り返し利用される輸送資材の負荷 ・マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)および(10-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 ・その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】</p> <p>物理的な配分の単位として、面積または質量を基本とし、それ以外の単位を使用する場合は算定・宣言規定に従うこと。</p> <p>【配分の回避に関する規定】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】</p> <p>輸送量(または燃料使用量)に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】</p> <p>処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>

8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規程しない。		
7	製造段階に適用する項目			
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	【A1】 原材料の調達に係るプロセス(投入物の生産(バイオマスの場合は育成等)を含む) 【A2】 製品生産サイトまでの原材料の輸送に係るプロセス 【A3】 製品の製造に係るプロセス		
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。		
		【A1】 原材料の調達に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		製品生産サイトへの「主原材料」投入量 例) ・リサイクル原材料(卵殻等) ・塩化ビニル樹脂	一次	「主原材料」 製造原単位
		製品生産サイトへの「その他原材料」投入量 例) ・インキ ・顔料 ・可塑剤 ・充填剤 ・安定剤 ・発泡剤 ・裏打紙	一次	「その他原材料」 製造原単位
		製品生産サイトへの「梱包資材」投入量 例) ・包装資材 ・巻き芯	一次	「梱包資材」 製造原単位
		【A2】 製品生産サイトまでの原材料の輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		製品生産サイトあるいはサイト間輸送プロセスへの輸送量(または燃料使用量) 「主原材料」 「その他原材料」 「梱包資材」	一次(※1) または シナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位
		【A3】 製品の製造に係るプロセス (サイト間輸送を含む)		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		製品生産プロセスへの投入量 「水」 「燃料」 「電力」	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給及び使用原単位

		製品生産プロセスへの「副資材」投入量 ・希釈剤	一次	「副資材」 製造原単位									
		製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量) 「副資材」	一次(※1) または シナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位									
		「廃棄物等」 「廃水」 ※2											
		<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送手段ごとの「燃料使用量」 <p>[燃費法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送手段ごとの「燃費」 輸送手段ごとの「輸送距離」 <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送手段ごとの「輸送重量」 <p>※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理方法ごとの排出量 「廃棄物等」 「廃水」</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>各処理施設への輸送量(または燃料使用量) 「廃棄物等」</td> <td>一次(※1) または シナリオ</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「該当製品」の生産量 「共製品」の生産量 			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	処理方法ごとの排出量 「廃棄物等」 「廃水」	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位	各処理施設への輸送量(または燃料使用量) 「廃棄物等」	一次(※1) または シナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名											
処理方法ごとの排出量 「廃棄物等」 「廃水」	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位											
各処理施設への輸送量(または燃料使用量) 「廃棄物等」	一次(※1) または シナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位											
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
8	建設段階に適用する項目												
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス 【A5】 施工に係るプロセス											
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。											
		【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス											
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									

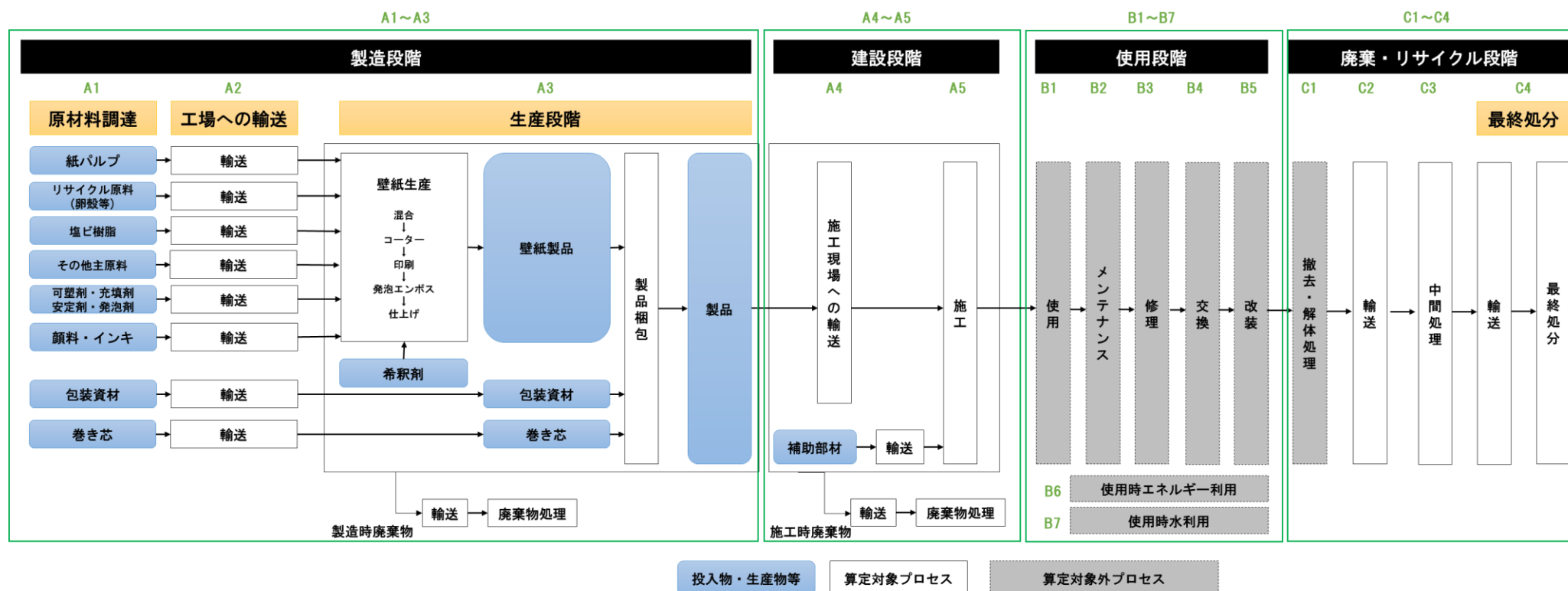
		納品先への「製品」輸送量(または燃料使用量)	一次※1 または シナリオ	「輸送手段」 輸送原単位
		【A5】 施工に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
		製品施工プロセスへの投入量 「水」 「燃料」 「電力」	一次または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給及び使用原単位
		製品施工プロセスへの「補助部材」投入量 ・施工糊 ・シーラー	一次または シナリオ	「補助部材」 製造原単位
		「補助部材」 生産サイトから施工現場までの輸送量 (または燃料使用量)	一次※1 または シナリオ	「輸送手段」 輸送原単位
		「廃棄物等(製品の施工時のロス、設置用資材等)」 「廃水」 ※2		
		※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に準ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、7-2 に準ずる。		
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
8-4	シナリオ	【施工プロセスの負荷算定(水・電力・補助部材使用量等)に用いるシナリオに関する規定】 壁紙の施工に係るプロセスについて、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい。 【施工現場への輸送プロセスに用いるシナリオに関する規定】 施工現場への輸送距離について一次データの収集が困難な場合は、500 kmとしてもよい。		
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9	使用段階に適用する項目			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【B1】 使用に係るプロセス 【B2】 メンテナンスに係るプロセス(必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む) 【B3】 修繕に係るプロセス(必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む) 【B4】 製品の交換に係るプロセス(必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む) 【B5】 改装に係るプロセス(必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む) 【B6】 製品使用時のエネルギーの使用 【B7】 製品使用時の水の使用		
9-2	データ収集項目	対象外		
9-3	一次データの収集方法	対象外		

	法および収集条件																			
9-4	シナリオ	対象外																		
9-5	その他	対象外																		
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																			
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス</p> <p>【C1】 撤去・解体に係るプロセスはライフサイクル全体への寄与が低いいため対象外とする</p>																		
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各処理施設への輸送量(または燃料使用量) 「使用済み製品」</td> <td>一次(※1)またはシナリオ</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選別処理量 「使用済み製品」</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「廃棄・建築物混合廃棄物破砕選別サービス」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C4】 廃棄物処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理方法ごとの排出量 「使用済み製品」</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	各処理施設への輸送量(または燃料使用量) 「使用済み製品」	一次(※1)またはシナリオ	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	選別処理量 「使用済み製品」	一次またはシナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物破砕選別サービス」 処理原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	処理方法ごとの排出量 「使用済み製品」	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
各処理施設への輸送量(または燃料使用量) 「使用済み製品」	一次(※1)またはシナリオ	「各輸送手段」 原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
選別処理量 「使用済み製品」	一次またはシナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物破砕選別サービス」 処理原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
処理方法ごとの排出量 「使用済み製品」	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
10-4	シナリオ	<p>【廃棄物等の処理方法に関する規定】 廃棄物等の処理方法およびその割合については、一次データの収集が困難な場合は 6-7 のシナリオで算出してもよい。</p> <p>【廃棄物等の処理先への輸送に関する規定】 廃棄物等の処理先への輸送について一次データの収集が困難な場合は 100km としてもよい。</p>																		
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目(エコリーフによる宣言にのみ適用する項目)																			

11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
12	宣言方法																			
12-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品質量 ・(ISO21930 対応として宣言する場合)主要な製造サイト ・厚さ ・幅 (中間財のみ記載) ・想定使用期間(目安として10年間とする。但し、個別製品の特長に応じて期間を設定する) ・(使用している場合)リサイクル材料名 																		
12-2	エコリーフ ライフサイクル 影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 IPCC 2013 GWP 100a ・オゾン層破壊 ・富栄養化 ・酸性化 ・光化学オキシダント <p>【推奨記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源消費 ・都市域大気汚染 ・土地利用(維持) ・土地利用(改変) 																		
12-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分析 関連情報	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の内容について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <table border="1" data-bbox="509 1491 1437 1783"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m³</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能資源	kg	-	非再生可能資源	kg	-	淡水の消費	m ³	-
項目名	単位	備考																		
再生可能エネルギー	MJ	-																		
非再生可能エネルギー	MJ	-																		
再生可能資源	kg	-																		
非再生可能資源	kg	-																		
淡水の消費	m ³	-																		
12-4	エコリーフ 材料及び物質に関する 構成成分	<p>以下の内訳を質量のパーセンテージ(%)で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩ビ樹脂系 塩ビ樹脂、紙パルプ、薬剤、顔料・インキ ・リサイクル材利用 リサイクル材、紙パルプ、薬剤、顔料・インキ 																		

		<p>・紙系 紙パルプ、薬剤、顔料・インキ</p> <p>※その他の素材についても主材料及び薬剤、顔料・インキの比率を記載する。 製品特性に応じ、個別に有害物質等がある場合は、記載をする。表示に際しては、素材構成が企業秘密に該当する場合があるため、xx 類≧●%等の記載も可能とする。</p> <p>以下、参照として記述例を示す</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>xxx インキ</td> <td>xx ± xx</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>xx 樹脂</td> <td>xx ± xx</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>xx 剤</td> <td>xx ± xx</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>xx 料</td> <td>xx ± xx</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>xx 剤</td> <td>xx ± xx</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>xxx 紙</td> <td>xx ± xx</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	単位	xxx インキ	xx ± xx	%	xx 樹脂	xx ± xx	%	xx 剤	xx ± xx	%	xx 料	xx ± xx	%	xx 剤	xx ± xx	%	xxx 紙	xx ± xx	%
項目	数値	単位																					
xxx インキ	xx ± xx	%																					
xx 樹脂	xx ± xx	%																					
xx 剤	xx ± xx	%																					
xx 料	xx ± xx	%																					
xx 剤	xx ± xx	%																					
xxx 紙	xx ± xx	%																					
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。												
項目名	単位	備考																					
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。																					
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。																					
12-6	CFP 算定結果	CFP においては、気候変動 100 年指数(第 5 次報告書・IPCC 2013)の結果を公開する。																					
12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送シナリオの概要を記載する ・製品の想定使用期間 																					
12-8	その他エコデザイン 関連情報(エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <p>以下の項目は表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質に関する情報を下記の表として記載する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>CAS 番号</th> <th>法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコデザインシステム情報(ISO14001 認定工場等) ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・環境に配慮した調達情報(FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等) 	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」														
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等																					
「物質名」																							
「物質名」																							
12-9	その他	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。 ・エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025 および ISO21930 に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。 <p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。 																					

附属書 A：ライフサイクルと情報モジュールの概念図(参考)



※電力・燃料・水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略
 ※このフロー図は一般的な壁紙のライフサイクルの概要を示したものである。
 個別製品の算定に際しては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること。

附属書B：輸送シナリオ(規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合:500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・ 海外における陸送距離:500 km
- ・ 港→港:港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default	
建設段階	施工現場への 製品輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
廃棄・リサイクル段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default

附属書 C 施工シナリオ(規定)

この PCR では、最終消費財としての壁紙(製品)の建設段階(施工プロセス)において、一次データが得られない場合のための施工シナリオを設定している。

施工に必要な補助部材 (壁紙 1m²あたりの使用換算重量)は次のとおり。

施工用接着剤の塗布量は固形換算量で 20g/m² とする。また、シーラーの塗布量は固形換算量で 5g/m² とする。また、補助部材のロスについては 10%と設定する。(一般的な壁紙施工の場合)

補助部材	換算値(g/m ²)
施工糊	20
シーラー	5

壁紙施工に必要な糊付け機の壁紙 1m²あたりの消費電力使用量(換算値)は次の通り。

なお、壁紙施工時のロスについては 20%と設定する。(無地の壁紙で天井及び壁が同じ壁紙の場合)

No.	使用工具	定格電力(kW)	使用時間(s/m ²)	消費電力量(kWh/m ²)
1	糊付け機	0.04	4	4.44E-05

算定根拠： 0.04(kW) × 4(s/m²) / 3,600(s/h)=0.0000444(kWh/m²)

なお、補助部材の使用量、糊付け機の消費電力量(換算値)は、接着剤メーカーからの聞き取りにより算出した。